

令和元年度松本市差別撤廃人権擁護審議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年11月29日(金)午後3時～午後4時45分
- 2 開催場所 Mウイング3階 3-2会議室
- 3 出席委員 青木繁子委員、飯島恵道委員、井上雅彦委員(代理)、大西吉恵委員、大野利和委員、柏澤由紀一委員、勝野おき江委員、佐々木保好委員、杉田千織委員、砂山誠委員、高木美好委員、滝澤澄夫委員、武田善彦委員、中村博見委員、平谷哲治委員、古屋怜子委員、山田泰雄委員(以上17名)
- 4 欠席委員 上條洋委員、田川恵美子委員、降旗登委員(以上3名)
- 5 事務局出席者 総務部長(嵯峨宏一)、人権・男女共生課長(前澤典子)、学校指導課長(高野毅)、生涯学習課長(栗田正和)、人権・男女共生課課長補佐(藤松智彦)、学校指導課指導主事(三溝和美)、生涯学習課社会教育推進担当係長(田口真紀)
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 変更委員の紹介
 - (4) 議事
 - ア 松本市人権関連施策について
平成30年度事業実績及び令和元年度取組み状況
 - イ 質問・提言事項への回答
 - ウ 人権相談事業について
 - エ その他
 - (5) 閉会
- 7 会議の要旨
 - 議事ア 松本市人権関連施策について資料に基づき事務局から説明。
資料1「国・県・松本市の人権施策について」
説明：人権・男女共生課
資料2「松本市人権関連施策一覧について」
説明：人権・男女共生課、学校指導課、生涯学習課
 - 議事イ 質問・提言事項への回答 質問毎に事務局から説明。
資料3 質問No.1「同和問題への取組みについて(地区公民館等)」
説明：生涯学習課
質問No.2「同和問題への取組みについて(教員)」
説明：学校指導課
質問No.3「日本語教師の育成について」

説明：生涯学習課、人権・男女共生課

質問No. 4 「人権に関する相談内容について」

説明：人権・男女共生課

質問No. 5 「SDGs に提唱される人権関連項目を市の施策等に
反映を（要望）」

説明：人権・男女共生課

議長

ただいまの説明につきまして、質問された委員さんいかがでしょうか。

委員 質問No. 1、2 「同和問題への取組みについて」

社会教育と学校教育から取組みを説明していただきましたが、資料でも説明があるとおり、部落差別の解消に向け、国では新たな法律を作って取り組む方向が示されている。長野県においても、基本方針という形で具体的に取組みについて約束をしてくれているわけだが、一番大事なのは教育面。とくに行政で関わる社会教育と学校教育だと思います。同和教育の取組みへの気持ちはあっても、「そんなことやらなくてもいいじゃないか」というような声かけこうある中で、これまでもこの課題については避けているのが現実だと思う。しかし、部落問題についてはきちっと地道にやっていただくことが大事だと思うし、いろんな面で、そういった取組みが反映されてきたとも思う。最近では、部落問題に触れることがない学校の先生方が結構いて、講演会などで話すとびっくりしたりもします。先生に聞いてみると、「部落問題に関する勉強はあまりやってこなかった」と言われます。社会教育や学校教育での取組みが大事だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

議長

社会教育や学校教育現場での取組みをしっかりとやっていただきたいというご意見でございました。

委員 質問No. 3 「日本語教師の育成について」

3番目の質問をしました。私は英語を使っていろいろ仕事をしてきた関係上、英語教育について非常に興味を持っています。英語の場合は民間で英語教師をやっても儲かります。その教室に来る人はお金を払って来るので別に問題はない。生徒がそこでドロップアウトしても問題ない。どうしてかということ、日本で暮らしているのに英語が使えなくても十分暮らしていけるからです。私は、日本語教室にも関係しており、日本語教室に行ったり小学校に行って、外国由来のこどもの宿題を見たりということをやっていますが、英語教室の現状とは全く違っております。日本語の教師になっても、日本語を学ぼうとする人はお金がないから商売にならないんです。いろんな企業の方が日本語教室に飛び込んできます。自分の企業の中で、しっかり英語なり日本語を教えるスタ

ツプがないことと、余裕がないので地域の日本語教室に来るわけです、そうすると日本語の教師のなり手がなくなる。食べていけないから。私が言いたいのは、公民館でやっている日本語教室に対して、日本語を教える資格を持った人をしっかり市で雇用して定期的に派遣するようなことを検討してほしい。そうすれば日本語の教師なろうという人も増えるでしょうし、日本語教育のレベルも上がっていく。これがなぜ問題かというと、英語はできなくても困りませんが、今後、日本では外国人労働者がふえ日本で働くわけですが、日本語をマスターしないと働けない。要するに、自分で自活できなくなってしまう。また、自分の母語の問題もあり、今後の社会にとって不安な要因となります。そのようなことから、日本語の教師を雇用し、日本語の教師を育てていくという意味で、日本語教師の育成が必要ではないかと思っています。ご検討お願いいたします。

議長

生涯学習課でご検討いただくということによろしいでしょうか。

事務局（人権・男女共生課）

日本語教室につきましては、法律もでき、今後国の動きも出てくると思われますので、状況を注視しながら対応したいと思います。国では大量の外国人を受け入れ、雇用につなげていくという施策に舵を切っておりますので、その政策の中で、こういったものが出てくるのか、お金がどのぐらいついてくるのかということも注視していきたいと思っております。

議長

国の政策等もありますので、少し様子を見ながら決めていきたいということですが、よろしいですか。

委員

待たなくてもいい。先進的に取り組んでいただければそれにこしたことはない。

議長

ほかの委員さんはどうでしょうか。

委員 質問No. 4「人権に関する相談内容について」

全体的にどのような苦情や人権に関することがあるのか質問しましたが、丁寧にお答えいただきありがとうございます。この中で、学校に関係しそうな部分として、子供の権利相談の「こころの鈴」の相談件数が平成30年度多くなっています。数字の見方もあるとは思いますが、こころの鈴は認知されてきている。子供の権利条例も制定され、各学校でもきちっと取り組んでおり、そんな中で子供たちが相談できているという

意味にもなる。相談の中身としてどのような内容が増えているか。また、先ほどの同和教育の話にもありましたが、人権一般課題の中のインターネットに関するネットモラルが最近では話題になっています。相談件数としてネットモラルに関する内容は増えているか。これらの中身についてさらに知りたいところもありますが、相談は大事であることを感じました。

議長

ありがとうございました。他にありますでしょうか。

委員 質問No. 5「SDGsに提唱される人権関連項目を市の施策等に反映を(要望)」
質問というより要望でしたけれども、丁寧に回答いただきありがとうございました。

SDGsというのは先ほど説明があった、17の目標と169のターゲットを非常に具体的に示されているなと思っています。松本市としても、もうちょっとプッシュをしてというか、市民の方に知っていただいて、そうすることで、もうちょっと具体的な人権施策につなげることができるのではないかと思います、要望を出させていただきました。

SDGsは2030年までの目標ですが、当然2030年ですべてが解決するということではなく、ある程度の成果を出せたらそれはよしとして、人権に関する課題は、時間をかけてコツコツと取り組んでいかななくてはならない。長い問題、課題であると思いますが、一つ目途として2030年度を目指して、そこからこの先どういうことを解決していかななくてはいけないというような課題を新たに設定し繋げていただければと思っています。

事務局(人権・男女共生課)

先ほどの、こころの鈴の相談の中身に関するご質問ですが、30年度だけとびぬけて件数が多くなっていますが、今年度は例年並みの件数ということです。相談が多いものとしては、30年度で一番多かったのが家族関係、次に多かったのが学校進学、その次が心身の悩み。他には、いじめ、不登校もちょっと多いです。それから交友関係、教職員の対応、学校の対応、虐待、そのような項目に分けて、あとはその他ということになっています。29年度から比べて30年度に増えた相談は、心身の悩み49件が118件、家族関係の悩み34件が149件。学習、進路の悩み9件が124件。年によってばらつきはありますが、参考までにお知らせします。

議長

はい。ありがとうございました。

SDGsの要望に対してはいかがでしょうか。

事務局(人権・男女共生課)

SDGsにつきましては、人権の面でも多くのテーマがありますので確認をしながら

ら人権施策につなげていきたい。まずはSDGsについて市民の皆さんに知っていただくことが必要と考えており、その点にも力を入れていきたい。

議長

よろしいでしょうか。他に何か。

委員 質問 No 3 日本語教師の育成に関連して。

日本語交流員について説明があったが、松本市には何名いるのか。

事務局（人権・男女共生課）

今すぐお答えできないので後ほどお答えします。

議長

それでは後程お願いいたします。 他には・・・

委員 質問 No 3 日本語教師の育成に関連して。

日本語交流員ですが、20名程度だった気がします。現在芳川公民館で、日本語教師と協力しながら日本語習得のお手伝いをする教室が11月から開かれており、そこに参加している交流員は2～3名です。

私たちの日本語教室は、平日の午前中開催ということもありまして、生活者が多く、配偶者が日本人男性のフィリピンの方や、ベトナムの方で、日本語の試験を受けたいという方が勉強しているという現状です。

議長

ありがとうございます。他に何か。

委員 質問 No 2 学校での同和教育に関連して。

各学校での同和教育について聞きたい。

同和についてよく知らない若い先生もいらっしゃるということだったが、それは新人の先生か。

事務局（学校指導課）

先ほどの説明は、20代の半ばくらいの先生を若い先生というふうに表現しました。この世代の先生たちが、同和問題に対して深くやってこなかったのではないかということで、教育委員会の中で話しあわれ、そういった教師を対象とした同和教育の研修を今年度行うこととなったものです。実際参加された先生方の感想の中には、「同和問題について改めて知り驚いた」というものもありました。

委員

ありがとうございます。

毎年11月に人権教育月間ということで、学校で取り組みがされていることを新聞等にも載りますが、にもかかわらず同和について知らない若い先生がいらっしゃるということは、一般市民側としては少し不安に思います。「だれ1人取り残さない」という先ほどのSDGsの目標にもありましたが、そういった面でも教育の場で、同和の問題、課題について先生サイドでしっかりと取り組んでいただき、それを生徒たちにも無関心にならないように伝えていくことが必要だと思いました。

議長

特に20代の若い先生方への教育をしっかりとやっていっていただきたいということでした。ご検討をお願いしたいと思います。

次の議題に入りたいと思います。

議事イ 人権相談事業について

議長

人権相談事業について説明をお願いします。

事務局（人権・男女共生課） 資料4、資料1について説明。

資料4をご覧ください。部落差別に関する相談体制の充実についてということで、部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、「地方公共団体は地域の実情に応じ、部落差別に関する相談体制の充実を図るよう努めるもの」とされたことから、相談実態を把握し、体制充実の必要性について検討をしてみました。その内容についてご説明をいたします。

資料1 国、県、松本市の人権施策について概略を説明。

- ・ 同和対策審議会の答申と同和対策事業特別措置法による取り組み経過
- ・ 特別対策から一般対策への移行経過
- ・ 人権啓発推進法により国、地方公共団体、国民の責務が明確化されたこと。
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律の施行について。

資料4 3ページ(参考資料) 部落差別の解消の推進に関する法律について説明。

法律の目的等

- ・ 現在もなお部落差別が存在する。
- ・ 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている。

- ・ 部落差別は許されないものであるとの認識の下これを解消することが重要な課題
- ・ 国、地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実等について定めている。
- ・ この法律には附帯決議があること。

相談体制の充実について

地方公共団体は、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

資料4 1 ページ

- 1 部落解放運動団体と行われた意見交換会及び相談状況に関する調査内容について説明。
- 2 市は相談体制を充実していく考えであることと、その理由について説明。
 - (1)法律が施行され相談体制の充実が地方公共団体に求められていること。
 - (2)件数は少ないが一定の相談実績が確認できたこと。
 - (3)今でも潜在的な悩みを抱える当事者がおり気軽に相談できる場が必要であること。
 - (4)専門相談に寄せられた相談内容をもとに本市における部落差別の実態を把握し、差別解消に向けた取り組みにつなげていく。

以上の理由から、市では相談体制を充実していきたい。

資料4 2 ページ

相談体制のイメージについて説明。

- 1 求められる機能
 - (1)当事者の方の悩みを聞き、自立をサポートする寄り添い型の相談支援が必要。
 - (2)地域や他機関と連携するネットワーク型の相談体制
- 2 今回設置する窓口
 - (1)人権相談窓口の一つとして機能するものであること。
 - (2)他の専門相談や分野別相談と同じ位置づけとして部落差別に関する相談に対応すること。
 - (3)当事者の背景を理解しよりそろえる者を相談員とするため、これまでも取り組んできた運動団体関係者を充てていきたいこと。
 - (4)相談窓口の場所については相談者が気軽に行ける場所として、同和教育集会所を活用していきたいこと。
 - (5)具体的な業務は電話、面接による相談対応
 - (6)業務形態は委託を考えていくこと。
 - (7)相談の内容によっては他の相談窓口と連携し適切な相談窓口につなげていくこと。

議長

ありがとうございました。相談窓口の設置についての説明がありました。
この件に関しましてどうでしょうか。

委員

私は今回の市の提案については反対します。

反対の理由ですが、基本的に部落差別はなくなったと思っている。

身近な話だが、農家組合長、町会長、氏子総代など、今ではなんのわだかまりなくやってきている。同和地区だからという差別はないというのが私の感覚だ。部落差別問題については数年で終わると思っていたが、運動団体による運動によって多くの予算がついた。また、この運動にも問題も多すぎていつまでも引きずってきた経過がある。

人間関係は自然と和んでくると思う。「部落差別はある」と思われている方もいるが、これは、行政や学校教育でやってきたために、それを聞いた人が「やっぱり部落問題は大変だな」というふうにならずにずっとと思っている。先ほどの話でも「若い人は同和問題を全然知らない」と言われていたが、知らなくて構わないと思っている。

2002年3月31日に部落問題は解決できる状況になり、国の段階での特別対策は終了し、一般対策に移行したという経過がある。33年間で16兆円を使って、住宅新築資金とかいろんなものを作って環境を良くした。ぱっと見てもあそこが部落だというのは分からない状況まで来た。そして、これ以上特別対策をやるのは弊害こそあれ必要ないということで2002年の3月で終わったわけです。ところが、それ以降始まったのが先ほど話にあった「部落差別の解消の推進に関する法律」。突然2016年にできた。自民党代議士が息子の市長選挙に関連して議員提案という形で国会に提出され、いろいろあってできた法律なんです。

本当に部落差別がいまだにあるかっていうのは、私の周辺には全くそういうことは感じられない。そういう意味で、いつまでも部落問題をやるってことは大変だと思っており、行政にはもっと主体性をもって行政主導でやってもらいたいと思っています。部落差別の現状を行政はどう認識しているのか、本当に部落差別が今でも大変だと思っているのか。運動団体から提起されたからやるのか。よく検討して行政そのもので出してもらいたい。

それから、法律がもうすぐなくなるという10年程前に、全国部落解放連合会という全解連で、部落差別がなくなった状態がどういう状況かという4つの指針を出した。1つが、生活環境、労働環境等において周辺地区との格差が是正されること。それは16兆円ものお金出してずいぶん解決した。2つ目は部落差別に関する非科学的な認識や偏見に基づく言動がその地域社会で作り出されない状況。3つ目は、部落住民の生活、慣習に見られる歴史的後進性が・・・てのは、やっぱり同和地区の人たちがきちんとやっぱり自分なりにそういう生活を向上するような努力をしなければいけないということが、自分たちに対する戒めとして3番目にある。4番目が地域社会における交流が進展し、連帯融合が実現するというものです。この4つの指針ということで、全解連のと

きにやりました。今は人権憲章というものに名前が変わったが、そういう点からも相談窓口は特別にやるのではなく、人権相談窓口だけあればいいと私は思っています。

資料には相談件数が4団体の集計と書いてありますが、我々の団体では相談した件数とか相談内容については出していないので、ここに4団体の合計数とは書いてありますが3団体の合計になるかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局（人権・男女共生課）

市では部落問題をどう把握しているのかということですが、5年ごとに「男女共同参画、人権に関する実態調査」を行っている。前回調査は平成28年10月に1500人に対して調査を実施した。調査項目の一つ「今でも同和問題があると思いますか」という設問に対し、「まだある 少なくない」が8.1%。「大分解消されてきているが、少しはある」が31.1%。「ない」が14.6%、「わからない」が42.3%。「まだある」「少しはある」というのを足すと39.2%で約40%の方が同和問題は、まだあるという認識をされています。また、どんな時に同和の問題があるかという質問に対しては、「結婚のとき」という回答が出ていることをお伝えしておきます。

議長

他にご意見ございますでしょうか。

事務局（人権・男女共生課）

せっかくの機会なので、他の委員さんからもご意見をいただければありがたいと思います。

委員

私はあまり詳しいことが分かりません。賛成か反対かという曖昧でなんとも言えないが、相談があるということは痛い思いをされている方がまだいるということであれば、なんらかの形で、専門相談窓口があった方がいいのか人権一般の相談窓口がいいのか決めかねますが、相談窓口というものはあった方がいいと思います。

委員

ポイントとして、この相談窓口を作るという動機ですが、団体の方から「ぜひ相談窓口をやって欲しい」というものが前提にありますか、そうではないですか。

事務局（人権・男女共生課）

相談窓口を設置する一番の理由には法律が出来たということですが、相談実態につい

ては団体さんにもご意見を伺っています。

委員

相談件数が毎年数件あり、業務委託を考えているようですが、相談員が常駐するののかその辺が議論のポイントになるのかなと感じます。先ほども意見があった、教員の方への啓発活動もあってもいいのかなと。やるのであれば相談プラス啓発みたいなことをセットにして、委託するとか、いろいろやり方があるのかなというのが意見です。

委員

私は所属団体から代表で出席させていただいている。6年間やってきましてがこの問題はこれまでも話題として取り上げられた。相談窓口の設置イメージは去年も話し合われた。しかし進歩していないということですよね。

事務局（人権・男女共生課）

去年は、市として具体的にどうするかまでは出せませんでした。今回は去年のイメージからもう少し具体的なものになっている。

委員

ですので、業務委託はしていないんですよね。それとも委託しているんですか。

事務局（人権・男女共生課）

これから業務委託して充実をしていきたいというものです。

委員

人権擁護委員です。

人権擁護委員の業務ですが、大きくわけて3つあります。人権相談、人権救済、そして人権啓発の3つの仕事になります。その中で、人権相談が今議題になっていますのでお話をさせていただきたいと思います。

法務局でも常設の人権相談を行っており、これに人権擁護委員が関わります。毎日朝9時から夕方までです。また、特設相談を市内各所でやっております。このように人権相談はやっていますが、相談される方はいろんな思いをされて、いろんな悩みを抱えられて相談に来られるわけで、ものすごい勇気をもって来られていると思います。その点を考えると、相談窓口というのは、いろんなところにあった方がいいのではないかと考えています。それからごく一般的な効果ですが、相談によって期待される効果として、多様な視点が得られること。それから、他人に話す事によって気持ちが一時的にせよ少しは楽になること。それから、悩みに対して自分でも整理して話すことで理解が深まるってことがあるかと思っています。悩みのある方はぜひそういう場所に行って相談していただければいいなと思います。以上です。

委員

相談窓口は、部落差別も含めてあったほうがいいと思っています。それから公民館という立場ですが、いわゆるその部落差別の歴史であるとか、教育はしっかりやっていく必要があると思います。戦前の家父長制の頃の人権が蹂躪された負の歴史についても教えていかなきゃいけないと思っている。また、ニューギニアの歴史で生きるために子どもにしてきたことなど、多様性の社会といったことも含め、負の歴史というのはしっかりと教えていかないと広い意味での人権教育 心が育っていかないと思っています。

事務局（人権・男女共生課）

全員の皆さんのご意見をいただきたいところですが、時間もありますので、他にご意見のある方は・・・

先ほど委員さんからの意見にありましたが、この部落差別に関する相談業務につきましては新年度、令和2年度からやっていくということで市では考えております。

委員

時間の関係で全員の皆さんのご意見を聞くことはできないということなのですが、これまでの意見では、相談業務をやった方がいいというご意見でした。松本市は立派だなと改めて思いました。

私は20歳の時に自分が被差別部落ということを知り、今68歳ですが50年間部落解放運動をやってきました。その関係で、被差別部落の人たちからは、気軽に悩みや、生活上の困ったことについて相談を受けます。きちんと相談体制を作り「相談できる場所があるんだよ」ということを口伝えに広げていくことによって、気楽に生活状態に悩んでいることを相談できたり、そのことが解決されていけば非常にいいことだなと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど委員さんの意見に、「今は同和地区だからということで差別されることなく、地域の役員もやっている」との意見がありましたが、今、町会の役員はなり手がなく、やってくれる人がいたらありがたいという状態なんです。今は死ぬまで仕事をするような状態なので、定年になっても家にいる人はいない、だからどこでも役員のなり手がなく、夜中まで頼みにいっても受けてもらえないのが現状なんです。

また、学校の先生は知らなくてもいいと言われましたが、知らないということは罪です。きちんと世の中の仕組みを知って、正しいと思う事をそこで発言するという事は大事なことです。ひとつの話ですが、被差別部落の人との結婚について家族で会議が開かれ、反対の意見が出たときに、それは「差別だ」と言ったその一言で、そこにいた人が“はっ”と我に返ったということがあります。私の例え話でよく言うのは、足を踏まれたものの痛みを、周囲の人もその痛みを共有することで、踏んだ人もその痛みに気付く。踏んだ人も反省する。しかしなにも知らなければ、足を踏まれたら痛いんだということを言ってあげないと。それと一緒に、やはりいろんなことを勉強して知るということは大事なことです。1回勉強したからいいではなく、毎回、いい話を聞くと心が洗

われる、そういった人権感覚は磨かなければ感覚は下がるといいます。だから、いつでも公演なんかのいい話を聞いて「あーいい話だ」と自分で涙を流しながら心を磨いていないと人権感覚はさびるんですよ。だから勉強は大事だし、部落差別がどういうことなのかをきちんと知る事が大事なんです。以上です。

事務局（人権・男女共生課）

他にご意見はよろしいですか。

市では来年度から相談事業を始めたいということ。開設場所の同和教育集会所については、ここが解放子ども会という子どもたちの勉強する場でもあったことから、関係する資料を使った周知啓発の場としても使っていく事を考えていきたいということで、先ほどご意見いただきました、委員さんへのお答えとさせていただければと思います。

議長

相談窓口につきましては、資料の中にもございますように、人権相談窓口の一つということで、市では新年度から進めていくということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これで討論を終わります。皆さんから貴重なご意見いただきました。市は委員の皆様からのご意見を参考にしまして、相談体制の充実について検討していただきたいと思ひます。

議事につきましてはこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

事務局（人権・男女共生課）

先ほど委員さんからご質問ありました日本語交流員の現在の人数です。

昨年度松本会場で日本語交流員養成講座を修了した方が 22 名ということですので、よろしくお願ひいたします。

これで令和元年度松本氏差別撤廃人権擁護委審議会を終了いたします。